

4. 市立函館病院高等看護学院

(1) 沿革

市立函館病院は万延元年（1860年）箱館医学所として創設。

看護婦の養成は明治22年11月の看護婦講習会を嚆矢とし、その後、函館病院看護婦講習所として発展。現在の教育体制は看護師の教育制度改革に伴って変遷している。

変遷の時期	変遷の内容
1948（昭和 23 年）	保健婦・助産婦・看護婦法が發布され、甲種看護婦養成を計画
1950（〃 25 年）	看護婦教育制度改革に伴って甲種看護婦養成所として発足 定員20名 函館市会所町69番地に新校舎建築
1951（〃 26 年）	高等看護婦学校と改称
1954（〃 29 年）	高等看護学院と改称
1956（〃 31 年）	高等看護学院に准看護婦養成所を併設
1973（〃 48 年）	定員40名に増員 函館市弥生町1番18号に新校舎建築
1977（〃 52 年）	男子学生にも開放
1994（平成 6 年）	准看護婦養成所を廃止、定員70名に増員
1996（〃 8 年）	専修学校認可
2000（〃 12 年）	函館市港町1丁目に新築・移転

I 教 育 方 針

「教 育 理 念」

本学院は、地域・社会における健康の担い手として医療・保健・福祉施設や地域で活躍できる看護師の輩出を責務とし、看護専門職として対象の尊厳を守り、倫理観に基づいた責任ある行動をとることができる、人間性豊かな看護師の育成を目指す。

「教 育 目 的」

法令に定めるところの専門教育を行うことで、看護専門職としての基礎的実践能力を養い医療の現場及び地域・社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

「教 育 目 標」

1. 看護の対象である人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在としてとらえ、生命の尊厳と人権を尊重できる能力を養う。
2. 看護師としての責務を自覚し、あらゆる健康状態にある対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践できる基礎的能力を養う。
3. 科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断能力を身につけることができる。
4. 医療・保健・福祉における看護の役割を理解し、多職種と連携・協働ができる。
5. 豊かな人間性を培い、社会人として良識ある行動ができる。
6. 専門職業人として社会の変化に関心を持ち、自ら学び看護を探究し続けることができる。

「ディプロマポリシー」（期待される卒業生像）

1. 人としての成長をめざし、豊かな人間性を築くことができる
2. 生命の尊厳をもって対象にかかわることができる
3. 対象を生活者としてとらえ健康状態に応じた看護が実践できる
4. チームの一員として、多職種との連携・協働ができる
5. 生涯看護を探究し続けることができる
6. 多様な価値観を受け入れ、倫理的に対象と関わるができる

主要概念

人間：・人間は身体的・精神的・社会的・靈的に統合された存在である。
・人間は信念・価値観など固有の自己概念をもち、唯一無二の存在である。
・人間は共通の基本的欲求と個別的ニードをもった存在である。
・人間は環境との相互作用のなかで生活し、絶えず変化する存在である。
・人間は自らの責任において意思決定し、自己実現を図る存在である。
・人間は生涯にわたり成長・発達する存在である。

環境：・環境は人間を取り巻く全てのものである。
・環境は内部環境と外部環境から成り立っている。
・内部環境は生命現象の維持のため恒常性を保つ。
・外部環境には自然環境、社会環境、生活環境がある。
・環境は地域・文化・時代によって変化し、人間と相互に影響しあう。

健康：・健康とは身体的・精神的・社会的・靈的に調和がとれている状態である。
・健康は人間の有する基本的権利の一つである。
・健康とは流動的・連続的な現象である。
・健康は環境との相互作用により成り立つ。

看護：・看護はあらゆる健康状態・発達段階にある個人と家族・集団・地域を対象とする。
・看護は健康の保持増進・疾病の予防、健康回復、安らかな死に向けての援助を目的とする。
・看護はその人らしい生活を送るためのQOL向上に向けた援助である。
・看護は人間関係を基盤とした科学的根拠に基づいた実践活動である。
・看護は生命の尊厳と倫理観に基づく実践活動である。
・看護は多職種との連携・協働のもとにその役割を担う。

市立函館病院高等看護学院学則（3年課程）

第1章 総則

（目的）

第1条 市立函館病院高等看護学院は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条の規定による看護師の業務に従事する者に必要な知識と技能を修得させ、かつ、その徳性を養うことを目的とする。

（名称および位置）

第1条の2 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 市立函館病院高等看護学院

位置 函館市港町1丁目5番15号

（課程および学科等）

第2条 市立函館病院高等看護学院（以下「学院」という。）の課程、学科、入学定員および修業年限は、次のとおりとする。

（1）課程および学科 専門課程 看護学科（3年課程）

（2）入学定員 70人（総定員 210人）

（3）修業年限 3年

（在学年限）

第3条 学院に入学した者（以下「学生」という。）は、6年を超えて在学することができない。

2 学生は、同一学年に2年を超えて在学することができない。

第2章 学年、学期および休業日

（学年および学期）

第4条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は、1学期制とする。

（休業日）

第5条 休業日は、次のとおりとする。

（1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（2）日曜日および土曜日

（3）春季、夏季および冬季の休業 年間を通じて10週間の範囲内において、学

院長が別に定める日

(4) その他学院長が必要と認める日

2 学院長は、教育上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を定め、または休業日に授業を行うことができる。

第3章 入学および転入学等

(入学の時期)

第6条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第7条 学院に入学することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する者で、学院の入学検定に合格した者とする。

(入学検定の手続)

第8条 学院の入学検定を受けようとする者は、入学願書に出身高等学校長または中等教育学校長の証明する調査書を添え、指定された期日までに学院長に提出しなければならない。ただし、当該調査書を提出できない者については、学院長が別に指定する書類の提出をもってこれに代えることができる。

(入学検定)

第9条 入学検定は、次の方法により行う。

(1) 学力試験

(2) 面接試験

(入学許可)

第10条 学院長は、入学検定に合格した者に、合格を通知し、入学を許可する。

(入学手続)

第11条 入学を許可された者は、学院長の指定する日までに保証人と連署した誓約書を学院長に提出しなければならない。

(保証人)

第12条 保証人は、入学を許可された者の父母とする。ただし、父母が保証人となることが困難であると認められる場合は、これに代わる者とする。

(転入学)

第13条 他の看護師養成所（3年課程に限る。）において1年以上履修した者が、学院への転入学を希望する場合は、学院長は、欠員のある場合に限り、選考のうえこれを許可することができる。

2 第7条から前条までの規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定により許可をしようとする者の既に修得した授業科目、単位数および時間数の取扱いならびに在学すべき年数については、第28条第1項に規定する運営会議の審査を経て学院長が決定する。

(届出義務)

第14条 学生またはその保証人は、その住所もしくは氏名を変更したときは、直ちにその旨を学院長に届け出なければならない。

第4章 教育課程

(授業科目、単位数および時間数)

第15条 授業科目、単位数および時間数は、別表のとおりとする。

2 大学、短期大学または専門学校において修得した単位について、学院における教育内容に相当すると認められる場合は、学院での授業科目の履修に替えることができる。

(単位修得の認定および成績の評価)

第16条 単位修得の認定は、各授業科目に係る講義等への出席状況および当該授業科目に係る試験の成績または実習の評価に基づき行う。

2 試験の成績および実習の評価は、各授業科目について100点を満点とし、60点以上を合格とする。

3 試験の成績および実習の評価が60点に達しない者は、その授業科目の再試験および再実習を受けることができる。

4 試験および実習に欠席した者で、その欠席についてやむを得ない理由があると学院長が認めるものは、追試験および追実習を受けることができる。

第5章 休学、復学および退学

(休学)

第17条 学生は、病気のため3箇月以上就学することができないとき、その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、その旨を学院長に願い出て、許

可を受けなければならない。

- 2 学院長は、病気その他の理由により就学することが適当でないと認められる者に対し、休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は、引き続き1年、通算して3年を超えることができない。ただし、学院長が特に認めるときは、この限りでない。
- 4 休学の期間は、在学期間には算入しない。

(復学)

第18条 休学中の学生が復学しようとするときは、学院長の許可を受けなければならない。

(退学)

第19条 学生は、傷病その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、その旨およびその理由を記載した書面（保証人が連署したものに限る。）により学院長に願い出て、許可を受けなければならない。

(除籍)

第19条の2 学院長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

- (1) 第3条各項または第17条第3項に定める期間を超えた者
- (2) 長期間にわたり行方不明の者
- (3) 死亡した者

第6章 卒業等

(卒業)

第20条 学院長は、別表に定める授業科目の単位数の修得の認定を受けた者について、第28条第1項に規定する運営会議の審査を経て卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(称号の付与)

第21条 学院長は、前条の認定を受けた者に対して、専門士（医療専門課程）の称号を付与する。

(資格の取得)

第22条 学院の専門課程看護学科を卒業した者には、看護師国家試験の受験資格が与えられる。

第7章 賞罰

(表彰)

第23条 学院長は、学業成績が優秀である学生その他の学生の模範となると認められる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第24条 学院長は、次の各号のいずれかに該当する学生を所定の手続により懲戒する。

- (1) 正当な理由がなく欠席が長期にわたる者
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (3) 学生の本分に反する行為があった者
- (4) 授業料を納期まで納付せず、かつ、督促しても納付しない者
- (5) 第3条に規定する期間内に卒業することができない者

2 懲戒の種類は、戒告、停学および退学とする。

第8章 健康管理

(健康診断)

第25条 学院長は、学生に対し毎年健康診断を行うものとする。

第9章 授業料等

(授業料等)

第26条 授業料、入学料および入学検定料については、市立函館病院高等看護学院の授業料、入学料および入学検定料条例（平成5年函館市条例第29号。以下「条例」という。）および市立函館病院高等看護学院の授業料、入学料および入学検定料条例施行規程（平成18年函館市病院局規程第28号）に定めるところによる。

- 2 学生は、再試験を受けようとするときは、条例第3条に規定する授業料の額に30分の1を乗じて得た額を納めなければならない。
- 3 学生は、再実習を受けようとするときは、条例第3条に規定する授業料の額に10分の1を乗じて得た額を納めなければならない。

第10章 組織

(組織および職員)

第27条 学院の組織および職員は、函館市病院局処務規程（平成18年函館市病院局規程第3号）に定めるところによる。

(会議)

第28条 学院を円滑に運営し、重要事項を審議するため、運営会議、教務会議その他必要な会議を置く。

2 前項の会議の運営に関し必要な事項は、学院長が定める。

第11章 雑則

(学院長への委任)

第29条 この規程に定めるもののほか、学院の運営に関し必要な事項は、学院長が定める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際現に次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則等の一部を改正する等の規則（平成18年函館市規則第52号）による廃止前の市立函館病院高等看護学院学則（昭和38年函館市規則第36号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月31日病院局規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日病院局規程第12号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月29日病院局規程第15号）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日病院局規程第9号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日病院局規程第11号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

教育課程 別表（第 15 条，第 20 条）

教育内容		単位数	授業科目	単位数	時間数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と 生活・社会の理解	14	生物学	1	30
			情報科学	1	30
			物理学	1	15
			体育	1	30
			心理学	1	30
			教育学	1	30
			人間関係論	1	30
			社会学	1	30
			日本語表現法	1	15
			哲学	1	30
			研究方法論	1	15
			文化人類学	1	15
			看護師のための英会話	1	30
			運動と健康	1	15
	小計	14		14	345
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと 回復の促進	16	生化学	1	30
			栄養学	1	30
			微生物学	1	30
			解剖生理学	1	30
			薬理学	1	30
			病理学	1	30
			病態生理学Ⅰ	1	30
			病態生理学Ⅱ	1	30
			病態生理学Ⅲ	1	30
			病態生理学Ⅳ	1	30
			病態生理学Ⅴ	1	30
			徴候と症状の統合	1	30
			臨床推論Ⅰ	1	15
			臨床推論Ⅱ	1	15
			治療論Ⅰ	1	30
			治療論Ⅱ	1	15
	健康支援と 社会保障制度	6	保健医療論	1	15
			公衆衛生学	2	30
			社会福祉	2	30
			関係法規	1	15
	小計	22		22	525
専門分野	基礎看護学	12	基礎看護学概論	1	30
			基礎看護技術Ⅰ	1	30
			基礎看護技術Ⅱ	1	30
			基礎看護技術Ⅲ	1	30
			基礎看護技術Ⅳ	1	30
			基礎看護技術Ⅴ	1	30
			基礎看護技術Ⅵ	1	30
			基礎看護技術Ⅶ	1	30
			基礎看護技術Ⅷ	1	30
			臨床看護総論Ⅰ	1	30
			臨床看護総論Ⅱ	1	30
			看護研究	1	15

教育内容		単位数	授業科目	単位数	時間数
専門分野	地域・在宅看護論	6	地域・在宅看護概論Ⅰ	1	30
			地域・在宅看護概論Ⅱ	1	15
			地域・在宅看護方法Ⅰ	1	30
			地域・在宅看護方法Ⅱ	1	15
			地域・在宅看護方法Ⅲ	1	15
			地域・在宅看護方法Ⅳ	1	15
	成人看護学	6	成人看護学概論	1	30
			成人臨床看護Ⅰ	1	30
			成人臨床看護Ⅱ	1	30
			成人臨床看護Ⅲ	1	30
			成人臨床看護Ⅳ	1	30
			成人臨床看護Ⅴ	1	30
	老年看護学	4	老年看護学概論	1	30
			老年臨床看護Ⅰ	1	30
			老年臨床看護Ⅱ	1	30
			老年臨床看護Ⅲ	1	15
	小児看護学	4	小児看護学概論	1	30
			小児臨床看護Ⅰ	1	30
			小児臨床看護Ⅱ	1	30
			小児臨床看護Ⅲ	1	15
	母性看護学	4	母性看護学概論	1	30
			母性臨床看護Ⅰ	1	30
			母性臨床看護Ⅱ	1	30
			母性臨床看護Ⅲ	1	15
	精神看護学	4	精神看護学概論Ⅰ	1	30
			精神看護学概論Ⅱ	1	15
			精神臨床看護Ⅰ	1	30
			精神臨床看護Ⅱ	1	30
	看護の統合と実践	4	看護管理	1	15
			医療安全	1	30
			看護実践の統合	1	30
			国際・災害看護	1	15
	臨地実習	23	基礎看護学実習Ⅰ	1	30
			基礎看護学実習Ⅱ	2	90
			地域・在宅看護論実習	2	90
			経過別実習Ⅰ	2	90
			経過別実習Ⅱ	2	90
			経過別実習Ⅲ	2	90
			老年看護学実習	3	90
			小児看護学実習	2	90
			母性看護学実習	2	90
			精神看護学実習	2	90
			統合実習	3	90
	小計	67		67	2,085
総計		103		103	2,955

(5) 職員数

(令和7年3月31日現在)

職 種	人 数			備 考
	職員	会計年度 (フルタイム)	会計年度 (パートタイ ム)	
学 院 長	1			市立函館病院院長兼務
副 学 院 長	1			
教 務 課 長				副学院長兼務
専 任 教 員	12	2		
実習指導教員			1	
事 務 職 員	1	2	1	
非 常 勤 教 員			131	授業科目によって市立函館病院医師・看護師・関係職員および学外講師（大学・短期大学・専門学校職員）が担当
臨地実習指導者	113(3)			総括責任者は市立函館病院看護局長、看護局長の任命を受けた臨地実習指導者および師長（括弧内は研修終了者）

(6) 学生数（括弧内は男子学生数（内数））

学年	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
3 年	61 (8)	67 (7)	70 (6)	68 (4)	64 (8)
2 年	63 (5)	63 (8)	68 (7)	70 (6)	69 (4)
1 年	58 (9)	63 (5)	68 (10)	70 (7)	70 (6)
合 計	182 (22)	193 (20)	206 (23)	208 (17)	203 (18)

(7) 函館市修学資金の受給状況

学年	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
3 年	35	30	29	51	33
2 年	0	6	4	2	2
1 年	5	0	2	4	2
助産師	1	1	1	0	1
合 計	41	37	36	57	38

(8) 卒業生数（括弧内は休学経験者（内数））

学年	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
卒業生数	61	67	70 (1)	68	64

(9) 看護師国家試験状況（過去5年の状況）

看護師国家試験（回）	実施年	合格率（受験者数）	本学院合格率（受験者数）
第114回	令和7年2月	90.1%（63,131人）	98.4%（61人）
第113回	令和6年2月	87.8%（63,301人）	97.0%（67人）
第112回	令和5年2月	90.8%（64,051人）	98.6%（70人）
第111回	令和4年2月	91.3%（59,344人）	100%（68人）
第110回	令和3年2月	90.4%（59,769人）	100%（64人）

(10) 年間行事

令和6年 4月 5日	始業
令和6年 4月 9日	入学式
令和6年 5月10日	避難訓練
令和6年 5月17日	新入生研修
令和6年 6月22日	オープンキャンパス
令和6年 7月18日	学院祭
令和6年 7月22日～8月15日	夏期休暇
令和6年 9月14日	オープンキャンパス
令和6年10月 4日	戴帽式
令和6年11月 9日	入学試験（推薦）
令和6年12月25日～令和7年1月10日	冬期休暇
令和7年 1月11日	入学試験（一般）
令和7年 2月16日	看護師国家試験
令和7年 3月 7日	卒業式
令和7年 2月26日～2月28日	研修旅行（2年生）
令和7年 3月17日～4月 3日	春期休暇

(1 1) 就職等進路

①就職状況（令和 7 年 3 月 31 日の状況）

市立函館病院（40 名）

函館中央病院（2 名）

国立病院機構函館医療センター（1 名）

札幌東徳洲会病院（2 名）

札幌徳洲会病院（1 名）

北海道循環器病院（1 名）

道立子ども総合医療・療育センター（1 名）

岩内協会病院（1 名）

戸田中央総合病院（1 名）

川崎市立川崎病院（1 名）

宮川病院（1 名）

富士市立中央病院（1 名）

名古屋記念病院（1 名）

近畿大学奈良病院（1 名）

②進学状況（令和 7 年 3 月 31 日の状況）

北海道教育大学函館校特別別科（養護教諭）（4 名）